

① 市内保育施設の利用定員について

認可保育所・こども園（2・3号認定部分）の利用定員案（令和7年4月より変更）

保育所名	区分	認可定員	利用定員						
			3号認定子ども			2号認定子ども			合計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
船形こども園	公立	90人	6人	22人	62人	90人			
房南こども園		70人	6人	23人	41人	70人			
九重こども園		70人	3人	20人	47人	70人			
純真保育園		100人	13人	27人	60人	100人			
中央保育園 (R7.4 廃止)		100人 ⇒0人	21人 ⇒0人	54人 ⇒0人	25人 ⇒0人	100人 ⇒0人			
館野保育園		60人	6人	17人	37人	60人			
聖アンデレ保育園	私立	60人	7人	22人	31人	60人			
子育て保育園		20人	3人	6人	11人	20人			
館山教会附属保育園		60人	6人	17人	37人	60人			
館山ユネスコ保育園		75人 ⇒60人	6人 ⇒5人	18人 ⇒16人	51人 ⇒39人	75人 ⇒60人			
館山白百合こども園		50人 ⇒69人	0人 ⇒0人	17人 ⇒24人	33人 ⇒45人	50人 ⇒69人			
認定こども園 OURS 館山		252人	30人	84人	138人	252人			
合計		755人 ⇒911人	77人 ⇒85人	243人 ⇒278人	435人 ⇒548人	755人 ⇒911人			

② 各施設利用定員の考え方

(1) 認可定員と利用定員とは

認可定員 (県が認可を行う)	施設としてハード面及び職員配置などのソフト面が基準に適合している場合に認められる定員
利用定員 (市が設定を行う)	その地域の保育のニーズに見合った供給量から設定された定員

(2) 利用定員に関する基準

各施設の利用定員の基準は次のとおりです。

- ① 教育・保育施設の利用定員は 20 人以上。
- ② 認定区分（1 号・2 号・3 号認定子ども）ごとに利用定員を設定し，さらに 3 号認定子どもについては，0 歳と 1・2 歳に分けること。

※認定区分について：1 号認定子ども＝保育の必要性無の 3～5 歳児

2 号認定子ども＝保育の必要性有の 3～5 歳児

3 号認定子ども＝保育の必要性有の 0～2 歳児